



東北太平洋沖大地震の被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

先月発生した我が国最大の地震の報に触れ、日本中、世界中の人々が被災した方々のために「自分に出来ること」を模索しています。震災の直接的被害はもちろん、原発対応による関東圏の計画停電による経済や生活への影響から、多種多様な問題が山積していることは国民全員の共通認識でありましょう。このきりばたけ通信をご覧下さっている関係各位も、被災支援はもちろん、私たち北海道民への影響に対応したり、災害予防や現行のシステムの再検討などの様々な業務が発生していることと思います。

今回のきりばたけ通信は、「これからの北海道に起こるであろう問題とその対応のあり方」をお伝えしていきたいと思っています。

1. 悪質商法・振込詐欺被害

既に義捐金詐欺や買占めて高額で販売するなど、気が滅入る事件が報道されています。残念ながら、災害に乗じたこうした不正な行為は起こりうるので、私たちも注意をしなければなりませんし、これは知ることで予防が可能です。パターンに分けて想定される手法を簡単にまとめてみます。

① 善意につけ込む振り込め詐欺型

- 自治体や支援機関、北電、消防、自衛隊、水道局、学校やスポーツ文化活動の同窓会などを装った義捐金詐欺や、従来の「オレオレ」型で友人や会社の同僚の実家が被災したなどと騙った振り込め詐欺

- 「被災した」「被災者に寄付する」などとパンフレットを入れて商品を送りつけ請求する

② 不安につけ込む勧誘型

- 震災を予言した宗教的な勧誘で高額な商品を買わせたり、家屋の耐震補強などの勧誘

- 健康食品・健康器具の販売、内陸部の土地の原野商法的販売

③ 不便につけ込む暴利型

- 品薄になったものを高額で売りつける

被害が発生した場合は、様々な機関と連携をし、被害救済につなげていきたいと考えています。

2. 会社の倒産・雇用問題

様々な要因で企業経営が苦しくなったり、それに伴う雇用トラブルが既に発生しています。厚生労働省も「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」を発表しており、全国的な問題となっています。

北海道では、震災の影響が徐々に現れることが想定されます。会社側も、労働者側も、早めに情報をもっておくことがトラブルを未然に防ぎます。

私たちは、会社登記のご依頼で企業の経営者とお話する機会が多いです。経営者は自分1人で色々なことを判断しなければならず、経営問題は他人に相談しにくい面があります。そうした苦しい事情から、無理な事業者ローンや、不当な解雇を考えてしまう前に弁護士・社会保険労務士や私たち司法書士に相談していただきたいと思っています。

3. 経済的困窮

収入が減ることと同時に、これから様々な物価が高くなることも予想されます。関東圏の経済や物流システムの停滞が引き起こす、燃料、日用品や食品、電化製品などの価格への影響は避けられません。税金や保険料があがったり、これまで支給されていた手当などの減額もあるでしょう。

今までの収入と支出とのバランスが崩れてしまいます。修正が可能であればよいですが、じわじわと最低限の衣食住を確保できなくなってしまう方もいるかもしれません。そうした生活不安に対する適正な相談窓口へのアプローチが絶対に必要です。

今後は国も大変になるので、セーフティネットが正しく機能出来るかの不安もありますが、そうした状況だからこそより一層の係わりが重要です。

4. 借金問題

借金の整理をし、任意で分割弁済をしていたり、民事再生手続きによって負債の一部を返済していた方が、この震災の後に計画通りの収入が得られず返済が出来なくなってしまったりする事例が報告されています。また、借金整理をしていない方でも3.の経済的困窮によって日々の生活費が足りなくなり、ヤミ金等の被害が発生することも考えられます。

現在は改正貸金業法によって、無理な借入が出来ないように規制されておりますが、その規制の外にはヤミ金や、クレジット枠の換金商法、金貨等の物販を装ったシステム金融などがあります。(クレジット枠換金商法・金貨金融などはまたの機会にじっくりご説明したいと思います。)日本人は真面目な国民で、借金を返すためになんとかお金を作ろうとしてしまい、こうした被害に陥りやすい面があると思います。ヤミ金被害は本人とご家族、法律専門家、警察、職場等と連携して戦う必要があります。

5. 契約トラブル

契約がキャンセルになった数は、国内外を通じて計り知れないでしょう。こうした一大事なので、双方納得して終わっているものばかりではなく、どちらかに損害が発生し、突然のキャンセルに納得が出来ない場合もあるでしょう。また、契約のキャンセルだけではなく契約内容の変更(価格や納期など)や、契約そのものの見直しなどが行われていると思います。現在は有事といってもいいので、冷静な判断が出来ない可能性もあります。メリットデメリットなどを法律専門家に相談していただければと思います。

札幌司法書士会からの **おしらせ**

4月4日(月)から無料電話相談を開始

札幌司法書士会では、震災で何らかの被害に遭われた方々のための無料電話相談を開始しました。簡裁代理関係業務の認定を受けた司法書士が、無料でご相談に応じます。今後の生活に対する不安など法律的な問題に関わらずご相談お待ちしております。

電話番号 011-522-5578

受付期間 平成23年4月4日(月)から当面の間の月曜から金曜(祝日を除く)

受付時間 正午から午後3時まで

編集後記

今、色々な職業の人がみんなで一斉に頑張っています。きりばたけ通信は16種の団体等414か所に送付させていただいていますが、その皆さまのお仕事に思いを馳せています。市民が様々な不安の中にある今、それを少しでも救い上げるよう活動するお手伝いをしたいと思っています。そのためにも皆さまと「自分に出来ること」の情報交換を行って行きたいです。

(T. K)